ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔにおける Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況の公表について

２０１８ 年 ３ 月 ３０ 日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ　趣旨

ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔ（以下「当市場」といいます。）は、市場開設以降、新たなＪ-Ａｄｖｉｓｅｒの参画により上場会社が増加するなど市場の活用が図られています。今後、多様なＪ-Ａｄｖｉｓｅｒの参画が見込まれることから、Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒに対して財務状況の公表を求めることとします。

Ⅱ　制度概要

※ 本要綱中の用語の定義は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、「特例」といいます。）第２条に定めるところによります。

項　　目	内　　容	備　　考
１．Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況の公表	・ Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況がウェブサイトに公表されていることを、同資格の取得審査の基準に追加します。 ※ Ｊ－ＡｄｖｉｓｅｒはＪ－Ａｄｖｉｓｅｒ資格の取得後も同基準を継続的に満たすことが制度上求められています。	・ 特例第 313 条に規定するＪ－Ａｄｖｉｓｅｒと上場会社との間の契約は新規上場及び上場維持の前提となる契約である等、Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒは当市場において重要な役割を担っています。 ・ 財務状況がウェブサイトに公表されていることとは、自社のホームページやＥＤＩＮＥＴにおける掲載などが想定されます。また、Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの親会社における財務状況の公表状況も勘案できるものとします。 ・ Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレスを特定証券情報又は発行者情報に記載するものとします。
２．その他	・ 当取引所が開設する他の市場の取扱いと整合的となるよう、上場会社の関連当事者取引に関する適時開示項目を整理する等、その他、所要の改正を行います。	

Ⅲ　実施時期（予定）

・ ２０１８年５月を目途に実施します。

以　上